

総合口座

商品内容	1冊の通帳で、普通預金と定期預金がご利用いただけます。 ※普通預金、定期預金のお取り扱いについては、各商品概要説明書をご覧ください。 ※総合口座取引規定をご覧ください。
ご利用いただけ る方	ご加入時の年齢が満18歳以上の個人のお客さま ※お1人につき、1口座となります。 ※キャッシュカードもお申し込みいただけます。
期間	
預入	・普通預金、定期預金の商品概要説明書をご覧ください。
払戻方法	・定期預金の預入金額は1万円以上です。
利息	
税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合、税金はかかりません。
手数料	・通帳およびキャッシュカードの再発行には、所定の手数料をいただきます。 ・キャッシュカードによる払い戻しに等にあたっては、当金庫およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料をいただく場合があります。
付加できる特約事項	
中途解約時の お取り扱い	普通預金、定期預金の商品概要説明書をご覧ください。
当座貸越の極度 額	定期預金合計額の90%または500万円のうち、いずれか少ない金額となります。
貸越利息	担保となる定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。（貸越損害金は年14.0%です）
金利情報の入手方法	窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話:096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話:099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。